

C-EMS 制度設計及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直し

～エネルギー管理に主眼を置いた進行管理～

1 C-EMS を通じた市役所温暖化対策～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～

【計画について】

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）とは、茅ヶ崎市が事業者として本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に向けて目標を設定し、本市独自の環境マネジメントシステム（C-EMS）をツールに進行管理している計画である。

(1) 「計画期間」

本計画の期間は、「茅ヶ崎市環境基本計画」の期間との整合を図るため、令和 3（2021）年度から 12（2030）年度までの 10 年間とし、概ね 5 年を目途に中間見直しを行う。

(2) 「削減目標」

本計画では、2 つの削減目標を掲げている。

- ①基準年（2013）度比で 2030 年度 **40%削減目標**を掲げている
- ②エネルギー消費量年平均 1 %以上の低減

(3) 「施策指標」

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、環境基本計画の政策目標 4 に位置付け、含まれた計画構成になっている。本計画は「事務事業編」であるが、「区域施策編」の部門でみると、市は「業務その他」部門に該当する。

地域の「業務その他」部門の温室効果ガス排出量は、占める割合として市有施設が高い状況である。また、市民、事業者の皆さまの率先垂範的な役割を担うことから、環境基本計画の施策⑰に「公共施設の省エネルギーの推進」を設定している。

指標として、

- ①「市有施設におけるエネルギー消費量」、
- ②「市有施設における温室効果ガス排出量」

の削減目標を掲げている（中間見直し前）。

なお、令和 7（2025）年度に実施した環境基本計画の中間見直しに伴い、

- ・施策⑯「ライフスタイル・ビジネススタイルの脱炭素化促進」に
指標⑯-3「市有施設における温室効果ガス排出量」を継続して設定
- ・「市有施設におけるエネルギー消費量」に関しては、省エネルギー化が図られている
目安となる指標を別途設定。
 - ➡施策⑯及び⑰「再生可能エネルギーの積極的導入・活用促進」に設定
 - ・公共施設の照明の LED 化完了率
 - ・市有施設への電気自動車（ハイブリッド車含む）の導入数

2 見直しの背景

① 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

(1) 温室効果ガス排出量削減目標

再生可能エネルギー100%電気の調達を推進したことにより、基準年（2013）度比で2030年度 40%削減目標は既に達成している。

(2) エネルギー消費量削減に課題

毎年削減目標を達成することは厳しい状況であり、国への省エネ法の報告に伴う事業者クラス分け評価制度で、国から注意喚起を受ける Bクラス（省エネ停滞）の評価から改善を図り、SまたはA評価を維持する必要がある。

② C-EMS の制度設計

(1) 取組成果及び課題

C-EMS の推進に伴い、職員の行動は定着してきていることが、自己チェックの中でうかがうことができる。ソフト面では、一定の成果が得られている。

一方、削減目標を達成するためには、ハード面に対する行動に課題がある。

(2) エネルギー消費量への課題意識

国の『地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System（通称 LAPSS）」』を利用して、施設ごとに各エネルギーの使用量を入力し管理している。本計画の課題への取組を強化するために、進行管理のツールである C-EMS において、よりエネルギーに対して課題意識をもつように促す必要がある。

3 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直し内容

(1) 削減目標の上方修正

排出係数の定義が変更になった結果、再エネ比率100%電気の導入が進んだことにより、令和6（2024）年度の温室効果ガス排出量は、基準年度比で 61.5%削減に至った。

令和12（2030）年度温室効果ガス排出量の削減目標は、基準年度比「40%」から「65%」削減に上方修正する。 ※国の政府実行計画：50% 県の温暖化対策計画：70%

(2) 削減目標達成に向けた取組及び推進体制の更新

- ・削減目標達成に向けた「5つの取組宣言」について、これまで実施してきた省エネ診断の受診結果や庁内で進めてきた方針等に基づき、内容を更新。
- ・職員、教職員、児童・生徒の行動指針となる「エコオフィス行動ルール」を更新。



削減目標を上方修正するとともに、ソフト及びハードの両面からのアプローチを本計画の中で更新し、推進体制を強化した形に見直しを図る。

4 C-EMS の見直し内容

(1) エネルギーマネジメントに主眼

- ・施設所管課は、普段使用している「LAPSS」を活用してエネルギー消費量を把握・分析・改善を図る
- ・分析に際しては、部局・課で分析できるよう、事務局が一定程度カテゴライズした形で見える化を実施し、マネジメント推進の一助とする
- ・施設所管課以外の課は、本庁及び分庁舎のエネルギー消費量の把握・分析・改善を図る（庁舎管理の資産経営課だけではなく、自分事化する）
- ・「エコオフィス行動ルール（令和 9（2027）年 4 月改訂）」に基づき、全職員が「当たり前」の行動」として実施し、その状況は自己チェックで確認する

(2) 全庁的な事務負担の軽減

- ・一定の成果を踏まえ、課かいごとに毎年作成している当該年度の C-EMS 実施計画（取組行動）はつくらず、ソフト面の進行管理は自己チェックで対応する
 - ・部局責任者による「部局環境活動総括表」はつくらず、エネルギー消費量の管理に主眼を置き、マネジメントを推進する
 - ・「外部監査」の見直しを図るとともに、これまでの外部監査で得られたノウハウに基づき、必要時[※]に事務局がヒアリングを実施する
- ➡その結果は環境調整会議を経て公表し、透明性を確保する（最小限の労力で対応）

※エネルギー消費量の増加や減少が著しい場合

※外部監査の視点で該当チェック表を改善する中で、法令遵守の徹底ができていない場合

(3) 環境法令遵守チェック機能の強化

- ・これまでの様式を活用し、法令遵守を徹底するためのチェック機能のツールとする
 - ・チェック機能を強化するため、外部監査で培ったノウハウを踏まえて内容を更新する
- ➡現行どおり事務局に提出してもらう（対象は 58 課かい）

(4) 学校版 EMS の見直し

- ・令和 10（2028）年度より、「スクールエコアクション」は C-EMS 本体に統合する
- ・「エコ活動シート」の作成は行わず、これまでスクールエコアクションで取り組んできた省エネルギー、省資源・4R・廃棄物削減、自然・緑化、環境美化等の環境配慮行動を C-EMS 本体に継承し、あたりの行動とする。
- ・教職員は「エコオフィス行動ルール」に基づき、学校における環境配慮行動を継続して実施する。
- ・児童・生徒は、学校における環境教育・環境学習と関連付け、身近な環境課題を自分事として捉え、主体的に環境配慮行動を実践する機会を確保する。
- ・学校における優良な取組は、学校間で共有するとともに、C-EMS の取組事例として発信する。